

平成15年度事業報告書

自 平成15年4月 1日

至 平成16年3月31日

平成15年度においては、当該年度の事業計画に基づき次の事業を実施した。

1. アジア諸国における孤児、母子、難民等に対する福祉、教育等の業務の進歩向上に資するため、情報、資料の収集並びに情報の交換及び広報活動を行った。
2. 12月26日国立オリンピック記念青少年総合センターで開催された我が国と台湾の教育関係者による日華の教育、文化の研究と討議を行う第28回日華交流教育研究会に対し助成金(100万円)を、大陸問題研究会の主催で3月24日～27日迄開催された中国、アジアの太平洋問題及び政治、経済、文化等の研究と討議を行う第31回日華大陸問題研究会議に対し、助成金(50万円)を、及び日本スリランカ仏教福祉協会のスリランカでの水害援助活動に対し、援助金(10万円)を交付した。
3. 平成14年度までは年3回計12ヶ国の招へい事業を実施してきたが、平成15年度から新たにカンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナムの4ヶ国を加え、年間4回、計16ヶ国を招へいすることにした。

4月6日(日)～4月13日(日)迄は、マレーシア、スリランカ各5名、ネパール、パキスタン各4名の4ヶ国、6月1日(日)～6月8日(日)迄は、カンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナム各5名の4ヶ国、9月28日(日)～10月5日(日)迄は、バングラデシュ、インド、インドネシア、フィリピン各5名の4ヶ国、11月16日(日)～11月23日(日)迄は、韓国、シンガポール、タイ、台湾各5名の4ヶ国の社会福祉関係者をそれぞれ同時に招へいし、我が国の社会福祉についての研修、見学をはじめ、東京、京都、奈良において歴史、文化、伝統への理解を深めるなど、社会福祉を通じて我が国と被招へい国相互間、並びに被招へい国間の交流を図り、同地域の社会福祉の進歩向上と友好親善に努めた。
4. 定住インドシナ難民は、現在11,100余名が我が国に定住し、各分野において活躍し安定した生活を営んでいるが、希望を以て一層の努力をするよう激励すると共に、日頃ご支援ご協力を頂いている一般の方々に感謝し、更なる協力を願うため、第24回「定住インドシナ難民とのつどい」“愛と感謝のフェスティバル”を、10月26日(日)東京都品川区立総合区民会館において開催した。

午前中は雇用主等協力者には感謝状を、他の模範となる難民定住者には表彰状を授与する式典を行い、午後からは難民を激励するため、難民の民族舞踊、歌などの

催し物を難民だけでなく一般の方々にも披ろうした。

5．機関誌“愛”第27号を3,500部、ガイドブック「財団と難民事業本部のあゆみとこれから」を2,000部刊行し、関係方面に配布した。

また招へい事業参加者等のために日本の厚生、福祉事業の概要と当財団の業務を記したテキストブック「今日の日本と福祉」(和文、英文併記)を1,000部及び「今日の日本と福祉」ラオス、ベトナム、カンボジア語版を各200部、韓国語版、中国語版の改訂版を各200部作成した。

6．善意の一般からの一円募金(募金箱)を継続実施した。

7．政府の委託を受け、難民事業本部が本部事務所、国際救援センター及び関西支部を管理・運営しつつ、8.~18.に述べるインドシナ難民及び難民認定者(条約難民)(以下「難民」という)救援事業、個別に我が国に庇護を求め難民認定申請を行っている外国人に対する保護事業、難民支援海外事業及びボランティア育成事業を行った。

8．難民の日本社会への定住の促進、または自活の援助に関する事業として、インドシナ難民152名(ODP123名、在越カンボジア難民9名、一般入国20名)及び難民認定者(条約難民)12名の計164名を国際救援センターに入所させ、日本語教育、社会生活適応指導及び就職斡旋等を行った後、日本社会に定住させた。

9．日本社会に定住した難民に日本語学習の指導をしているボランティア団体(かながわ難民定住援助協会等30団体)に対してボランティアの日本語指導者が教室に通うための交通費等の一部を援助したほか、ボランティア団体が日本語指導者の能力向上のため開催した研修講座3講座の講師の謝金等の一部援助を行った。また、これらボランティア団体及び難民を雇用する事業所等75団体に対し、難民の日本語学習に必要なテキスト等の教材を援助した。

10．難民の雇用促進をはかるため、本部事務所と国際救援センターではインドシナ難民を雇用している雇用主や関係行政機関、ボランティア団体との懇談会を大和市勤労福祉会館において開催した。

また、関西支部では雇用主や事業主団体及び関係行政機関との協議会を開催した。

11．日本社会に定住した難民に対するアフターケア事業として、平成15年度中延べ6,296件11,028回(家族・生活関係2,180件3,602回、医療関係1,102件2,188回他)の相談業務を行った。

12. 難民の定住促進及び難民事業本部のその他の活動について、ボランティア団体及び国民一般への理解を深めるため、本部事務所においては、ホームページを毎月更新し、また適宜改善を行い、総アクセス数は計 291,977 件となった。

また、広報誌「ていじゅう」を年 4 回(第 105~108 号) 各 1,000 部発行・配布し、更に、平成 15 年 10 月、日比谷公園において行われた国際協力事業団等が主催した「国際協力フェスティバル」に参加し、パネル等を出展し広報活動に努めた。

13. 難民のコミュニティー活動の発展をはかるため、難民コミュニティー団体主催の「日本語スピーチフォーラム」などの行事計 8 件やニュースレター等機関誌発行(計 2,600 部)の活動を支援した。これら活動の参加延人数は 2,963 名であった。

14. インドシナ難民の国際救援センター受入れ準備のため、ベトナムに調査団を派遣し、合法出国計画(ODP)及び在越カンボジア難民の面接調査を実施した(インタビュー総数 ODP 72 件 181 名、在越カンボジア難民 6 件 29 名)。

15. 個別に我が国に庇護を求める外国人(以下「難民認定申請者等」という)のうち、衣食住に欠ける等生活困窮の度合いが高い者に対する保護措置として、平成 15 年度中、100 名(内新規 71 名)に対して保護費を支給した(平成 16 年 3 月末現在、80 名に対し保護措置を継続実施中)。

また、難民認定申請者緊急宿泊施設(ESFRA)を開設し、住居の確保が困難な保護対象者に対し宿泊場所の提供を行った。(単身者向(2 名用)4 部屋、世帯向(4 名用)2 部屋を借り上げ、7 名の入居があり、平成 16 年 3 月末現在 5 名が入居中)。

16. 海外における日本の顔の見える難民支援活動に資するため、難民の発生、一時庇護及び受け入れ地域における支援ニーズ及び支援活動についての現地調査として、平成 15 年 6 月から 7 月にかけて「アンゴラにおける帰還民・国内避難民、ザンビアにおける難民の状況及び支援活動の現地調査」、7 月から 8 月にかけて「スリランカにおける国内避難民・帰還民の状況及び支援活動に関する調査」、11 月に「シリア、ヨルダンにおけるパレスチナ難民の状況及び支援活動の現地調査」、平成 16 年 2 月に「シエラレオネにおける帰還民・難民の状況及び支援活動の現地調査」及び 3 月に「インドにおける難民の受入状況及び支援活動に係る調査」を実施した。

また、平成 15 年 9 月、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)が執行委員会に先立って各国 NGO を招き開催した「Pre-EXCOM 会議」(於: スイス)に出席し情報収集に努めた。

更に、我が国における難民認定者(条約難民)及び難民認定申請者等に対する施策に資するため、平成 16 年 2 月から 3 月にかけて「スペイン、ポルトガル及びイタリアにおける難民認定者・難民認定(庇護)申請者に対する支援状況の現地調査」を実施した。

17. 難民支援ボランティア育成のため、本部事務所においてワークショップを3回（「プロジェクトサイクルワークショップ」他）、関西支部においてセミナー及びワークショップを11回（「ワークショップ難民」6回、「私たちの難民問題」5回）実施した。

また、関西支部において国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）のスタッフを招き、緊急報告会「パレスチナ難民」を開催した。

このほか「難民理解講座」を本部事務所、関西支部合わせて37回実施した。

18. 難民支援団体に対する情報提供の一環として、本部事務所において国際移住機構（IOM）スタッフによる難民情勢講演会「人道目的の移民の受け入れ 諸外国の第三国定住の状況」を、また、当事業本部の調査報告を主とした「難民支援懇談会」を5回開催した。